

令和7年 9月4日

「特別警報」「暴風警報」発令時における対応について(和歌山市より)

台風の接近等によって、和歌山市に特別警報(山口地区に警戒レベル 3 以上とする)又は暴風警報が発令された場合、こども園においては、原則次のような対応とします。

1.「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

(1)「特別警報」「暴風警報」が解除されるまでは、自宅待機とします。

(2)「特別警報」「暴風警報」が 12 時時点で、継続中の場合は、臨時休園とします。

12 時までに、「特別警報」「暴風警報」が解除された場合は、平常どおり保育・教育を行います。

※土曜日は、9 時20 分時点で継続中の場合は、臨時休園とします。

※避難指示が発令された場合は、上記(1)(2)の取り扱いとします。

※解除時間により、給食が提供できない場合は、hugnote で配信します。

2.保育時間中に「特別警報」が発令された場合

ラジオ・テレビ放送、インターネット、戸別受信機等を活用して災害に関する気象、その他の状況把握に努め、「こども園での待機」「避難所への避難」「保護者への引渡し」等児童の安全を最優先にした措置をとります。

3. 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合

保育・教育することが危険であると予測されるため、速やかにお迎えをお願いします。

4.大雨、洪水等の警報が発令された場合

(1)平常どおり保育・教育を行います。

ただし、保育・教育することが危険であると予測される場合は、園長の判断により自宅待機となる場合があります。

(2)保育時間中に警報が発令され、保育・教育することが危険であると予測される場合は「こども園での待機」「避難所への避難」「保護者への引渡し」等児童の安全を最優先にした措置をとります。

※緊急時の保護者の方への連絡は、園より hugnote でお知らせしますので、内容の確認ができましたら、速やかに対応をお願いします。